

## 要配慮者利用施設の避難確保計画策定 に向けて会議を開きました！

令和5年7月10日（月）に、長野県栄村内の特別養護老人ホーム「フランスーズ悠さかえ」にて、栄村・施設・湯沢砂防事務所の3者で同施設の避難確保計画策定に向けて会議を開きました。

会議は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により要配慮者利用施設の管理者等に義務づけられている避難確保計画の作成に関して、土砂災害に詳しい当事務所が施設管理者に対して計画策定に必要な助言を行いながら進行了。 （勉強会は令和4年12月16日に開催）

会議の中で、施設周辺の土砂災害の危険性、避難するタイミング、避難の方法など話し合い、施設の避難確保計画（案）としてとりまとめました。

湯沢砂防事務所では、今後も避難確保計画策定に向けて栄村や施設に助言を行うなど、必要な支援を継続していきます。



話し合い状況

### ◎ 避難確保計画とは・・・

市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、防災体制、情報収集及び伝達、避難の誘導等の必要な事項を定める計画のことです。

### ◎ 要配慮者利用施設とは・・・

- ・社会福祉施設
- ・学校
- ・医療施設 など

防災上の配慮を要する方々が利用する施設のことです。

### 施設管理者の意見

- 施設が土砂災害警戒区域に指定されていることは知っていても、実際は「山から距離があるから土砂災害による影響は少ない」という先入観を持っていた。距離があっても、土砂と水が一体となって土石流として流れ出ることがあるということを確認できた。
- 水害・土砂災害がおこるような状況で、施設外への避難は、入居者の健康状態や怪我などのリスクを考えると、困難である。
- 電気がとまった場合の想定も必要である。